

ボランティア活動について

スーパー・ボランティアと呼ばれる尾畠春夫さんは2018年8月に行方不明になった2歳児を救出したボランティア活動家として知られている。救出した後その子の両親に会って、笑顔で挨拶だけして一切の報酬は受け取られなかったという。

単にボランティア活動は、自発的に「できる人が」、「できる時に」、「できる事を」することとして社会貢献活動として広まってきた。しかしながら責任性や継続性という観点で見ると事業といえるものではない。

従来ボランティア活動家や市民団体が、法人格を持って起業、活動できるようにNPO法人の活動が始められたのは、1995年1月に発生した阪神淡路大震災がきっかけとなった。当時、多くのボランティア活動家が現地に集まり救済活動に参加した。しかし広範囲におよぶ被災地で現地の自治体では、外部からの活動家を必要な場所に派遣したり救援物資を届けたりする管理運営にはとても手が回らなかった。現地の状況把握も十分にできず、手一杯であった。全国から集まる義援金や救援品を、個別に集まる個々のボランティア活動家に何をどこで、どのようにしてほしいか、いちいち手配するのは困難であった。ボランティア活動家が組織化されて、代表者にまとまった業務を依頼して活動してもらうことが強く望まれたのだった。

NPO法（特定非営利活動促進法）は、1998年12月に制定された。特定の非営利活動を行う団体が法人格を得られるように制定された。この法律はボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動として特定の分野で非営利活動の健全な発展を促進することを目的として施行された。

NPO（特定非営利活動法人）は「非営利」の団体なので、すべての活動がボランティア活動であり無償で行う団体であると考えている人がいるが、継続的に事業活動をしていくためには収益を上げることができる活動をしていかなければならない。自治体からの受託金や寄付金だけで運営しているNPOもあるが、自立性の強いNPOは必要な機材や備品を調達して、事務所の運営管理も全て自前で行っていかなければならない。NPO法でもそのための収益事業を行ってもよいことになっている。

ボランティア活動は、自発的に「できる人が」、「できる時に」、「できる事を」する社会貢献活動として広まってきた。利他を喜び、笑顔が報酬だというボランティア精神で、好きな仕事として、喜んでいただく、ある時はやむにやまれない思いで自分のことよりも相手のことを大切にして、その活動に謝金をいただいてNPO法人は維持継続している。